

遠賀町運送事業者等支援金申請要領

本支援金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大および経済情勢の変動により、燃料油の価格高騰等の影響を受けている町内で道路運送事業等を営む事業者の事業継続を支援するため、遠賀町が独自で実施する支援策です。

1. 対象事業者

令和4年4月1日時点で、町内に営業実態のある事業所や営業所等を有する事業者で、今後も事業継続の意思があり、次の各号のいずれにも該当する事業者であること。

(1) 次の①～④のいずれかの事業を営む事業者または⑤に該当する事業者であること。

また、⑤に該当する事業者の場合は、申請日時点で安全運転管理者等の選任の届出を行っていること（予定も含む）。

①トラック運送事業（貨物自動車運送事業）

②タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業） ※介護タクシーは除く。

③自動車運転代行業

④自動車教習所

⑤安全運転管理者選任等事業所

※業務に使用する車両を5台以上（マイクロバスは2台以上）所有している事業所

(2) 中小企業基本法に規定する中小企業者、農業協同組合法に規定する組合または消費生活協同組合法に規定する組合であること。

(3) 遠賀町暴力団等排除条例第3条第2号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係団体の構成員並びにこれらの団体と密接な関係を有する者でないこと。

2. 対象車両

対象事業者が道路運送事業等もしくは事業の用に供するために所有している車両で、自動車検査証等において、町内を使用の本拠としている車両であること（リースを含む）。

また、⑤の場合は、県公安委員会への安全運転管理者等の選任届出に該当する車両であること。

①トラック運送事業 …… 事業用車両（緑・黒ナンバーのみ）

②タクシー事業 …… 事業用車両（緑・黒ナンバーのみ）

③自動車運転代行業 …… 登録車両（随伴用車両）

④自動車教習所 …… 教習車・路上教習車

⑤安全運転管理者選任等事業所 …… 事業用の営業車、マイクロバス、重機（建設機械）等

※①の場合、自動車検査証の用途欄が貨物であること（特種用途自動車・被けん引車は除く）

※⑤場合、自動車検査証等の使用者欄が事業者名義のものであること。

3. 支援金の額

支援金の交付額は以下のとおりで、1事業者につき1回限りの交付となります。

◆対象事業者①～④：車両1台あたり2万円、最大60万円（30台まで）

◆対象事業者⑤：車両1台※あたり1万円、最大30万円（30台まで）

※対象となる車両に大型、普通自動二輪車が含まれる場合は、2台で1台分となります。

4. 申請に必要な書類

下記の表を確認し、申請に必要な書類を準備してください。なお、提出書類が不足した場合や提出書類で要件を確認できない場合は、追加書類の提出をお願いする場合があります。

◆提出書類一覧

	必要書類	①トラック 運送事業	②タクシー 事業	③自動車 運転代行業	④自動車 教習所	⑤安全運転 管理者選任 等事業所
1	遠賀町運送事業者等支援金交付申請書兼請求書 (様式第1号)	○	○	○	○	○
2	交付対象車両一覧(様式第2号)	○	○	○	○	○
3	宣誓・同意書(様式第3号)	○	○	○	○	○
4	運輸局からの許可書または更新許可書等のいずれかの写し	○※1	○			
5	公安委員会からの認定書の写し			○		
6	対象車両全ての車検証の写し	○	○	○	○	○※2
7	対象車両全ての写真			○※3		○※4
8	(法人)履歴事項全部証明書の写し ※直近3か月以内に発行されたもの (個人事業者)直近の確定申告書の写し※5 および運転免許証等の本人確認書類の写し	○	○	○	○	○
9	振込先通帳の写し (表紙と表紙を開いた1、2ページ目)	○	○	○	○	○

※1 貨物軽自動車運送業の場合は事業経営届出書等の写しを添付すること。

※2 重機等の場合で自動車検査証の写しが提出できない場合は、「特定自主検査記録表」等を添付すること。

※3 車体に掲示する認定番号と車両のナンバーが確認できること。

※4 車両のナンバーと事業所名が確認できること。

※5 確定申告書第1表の控え(青色申告の場合、所得税青色申告決算書の控えの表面も)を添付すること。

5. 支援金の審査・交付

申請内容等を審査し、適正と認められる場合に支援金を交付します。

- ◆申請書受理後、書類審査を行い、申請内容・提出書類等に不備がなければ支援金の交付決定を行います。2～3週間ほどで支援金の振込みとなる予定です。なお、追加書類の提出を依頼した場合、審査に時間を要することがありますので、ご了承ください。
- ◆申請者が記載した申請内容について、虚偽等が発覚した場合、交付した支援金の返還を求めます。
- ◆申請内容を他の行政機関の求めに応じて提供することがあります。また、申請内容を他の行政機関等に照会する場合があります。

6. 申請方法

申請書等に必要書類を添付して、遠賀町役場 産業振興課 商工振興係(駅前サービスセンター)へ『郵送』で提出してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします。

(郵送料は申請者負担です。郵便料金に不足がないようご注意ください。)

申請書等は町公式ホームページからダウンロードするか「駅前サービスセンター」、「遠賀町役場産業振興課」、「遠賀町商工会」の各窓口でも配布しています。

◆申請受付期間

令和4年8月1日(月)～令和4年9月30日(金)【当日消印有効】

7. 送付先・問い合わせ先

書類の送付先、お問い合わせは、下記までお願いします。

※郵送封筒に「遠賀町運送事業者等支援金申請書類在中」とご記入ください。

〒811-4307 遠賀町遠賀川一丁目6番5号(駅前サービスセンター内)

遠賀町役場 産業振興課 商工振興係

TEL：093-293-8233(平日) 午前9時から午後7時まで

FAX：093-293-8234

e-mail：ekimae@town.onga.lg.jp